

第 15 次 いわき市水道事業経営審議会（第 11 回）議事録

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 4 日（木） 午後 3 時～午後 5 時
- 2 場 所 水道局 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 (出席：13 名)
石山伯夫、井上広信、岩崎楨子、佐藤弓子、高橋孝光、長谷川純一郎、
初瀬富士美、古川広子、松浦晋也、村田裕之、矢作すみ枝、山田肇、
吉田恭子
(欠席：1 名)
村田和子
※ 50 音順。敬称略
 - (2) 事務局 仲野管理者、上遠野局長、志賀次長、佐藤総務課長、渡邊経営企画課長、
酒井営業課長、則政配水課長、永山工務課長、小野浄水課長、馬上南部工事
事務所長、小野総務課統括主幹、吉田営業課長補佐、横田配水課主幹、
三浦工務課長補佐、熊倉浄水課長補佐
○経営企画課
阿部課長補佐、須藤企画係長、遠藤財政係長
企画係 [内田、志賀、佐藤]
- 4 会議形式 非公開
- 5 傍聴者数 0 名
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 議事録署名人の指名
 - (4) 審議事項
 - ア 会議の公開・非公開について
 - イ 前回の議事録について
 - ウ 水道料金制度のあり方（補足説明）について
 - エ 収支見通しと現行料金の維持について
 - オ 審議会答申に向けてのこれまでの意見の集約について
 - (5) その他
 - (6) 閉会
- 7 議事録署名人の指名
議事録署名人は、会長の指名により、矢作委員と山田委員に決定した。
- 8 審議事項
 - (1) 会議の公開・非公開について
○ 事務局より、本日の審議内容は、前回と同様に水道料金制度のあり方の意見の取り
まとめや、今後の収支見通しなどの具体的内容であり、取り扱いに慎重を期すべき
案件が含まれているため、会議内容の公開・非公開を判断いただくよう提案があっ
た。審議会は、慎重を期すべき案件が含まれていることから、非公開での開催と決

定した。

(2) 前回の議事録について

- 前回（第10回）の議事録（案）が承認され、答申後に公開することで承認された。

(3) 水道料金制度のあり方（補足説明）について

<事務局説明>

- 資料17「水道料金制度のあり方（補足説明）」に基づき説明がなされた。
 - ・ 簡単なおさらいと、前回不足していた料金格差についての補足説明
 - ・ 「逡増度を緩和する必要があると決議した10年ほど前の状況が今も通用するのかが分からない」という意見に対しての補足説明

<審議要旨>

- 他事業体との料金格差の比較方法について
 - ・ 委員から、「料金格差をみる場合に、単純に最高単価を最低単価で割って格差とみる方法よりも、実際に料金を支払っている大口の使用者と小口の使用者の支払額の平均で格差を比較する方が実態に近いのではないか」という意見や、「事業体ごとに単価設定が違う中で、具体的な単価の金額を考慮せずに、単純に最高単価を最低単価で割った倍率をもって、各事業体間の格差を比較しても、それが高いことが本当に悪いことになるのかどうか分からない」という意見があった。
- 小口需要者の給水原価割れについて
 - ・ 委員から、「小口需要者の1㎡当たりの水道料金が給水原価よりも安くなっているが本当にいいのか」という質問があり、事務局から、「逡増制の目的として、大口使用者から料金を多く頂き、その分を用いて小口使用者の料金を安く抑えていることがあり、そのことから、小口使用者の料金の一部で給水原価よりも安くなっている。公衆衛生の向上も目的の一つとして始まった逡増制を採用する限り、本市及び同規模事業体(13事業体)いずれにおいても、メーター口径13mmの一般的な使用量の領域の人たちは、原価割れして使用しているというのが実態である」との回答があった。
- 水道料金制度のあり方について
 - ・ 委員から、「大口の需要者には水道事業の設備投資も多くかかるので、料金も多く負担するべきと考えるが、市の理想は、国の考え方と同様に1㎡当たりの単価は、大口・小口に関わらず同一であるべきということではどうか」という質問があり、事務局から、「水量料金の理想は、同一料金の方向に段階を踏んで最終的には向かっていくべきと考える」との回答があった。
 - ・ 審議会では、最終的な結論として、これまでの審議の内容から、料金制度については、現行の料金制度を維持したうえで、今後設置される審議会において、総合的な料金制度の見直しを検討していくことを答申の中へ盛り込むこととした。

(4) 収支見通しと現行料金の維持について

<事務局説明>

- 資料18「収支見通しと現行料金の維持」に基づき説明がなされた。
 - ・ 長期財政収支見通し（40年間）
 - ・ 平成27年度決算の状況
 - ・ 新たな経営プランの骨子（10年間）
 - ・ 中期経営計画（前期）に係る収支見通し（5年間）

- ・現行料金制度維持の考え方

＜審議要旨＞

- 収支見直し（平成 29 年度以降の 5 年間）の見直しについて
 - ・委員から、「(平成 27 年度決算における東京電力株からの平成 23 年度分賠償金 6 億 3 千万円の計上を受けて)その後の賠償金は、収支見通しに盛り込まれているのか」との質問があり、事務局から「賠償金の収入は、逸失分・(避難者の)増加分などについて、現在、東電と協議中であり、収支見直しには盛り込んでいない。」との回答があった。
 - ・委員から、「平成 27 年度の決算では、災害復旧事業による国庫補助金の増や猛暑による給水収益の増など、収入がだいぶ上振れしており、このような決算状況を加味するなど、今後の見込みを見直す考えはないのか」との質問があり、事務局から、「平成 27 年度の決算だけを見ると見込みより上振れしているが、1 件当たりの使用量の減少傾向が変化したとは考えられず、今後も毎年上振れするとは限らないため、このままの見込みとしたい」という回答があった。
 - ・委員から、「人件費を 5 年間一定とした理由は何か」との質問があり、事務局から、「公務員は、人事院勧告により給与水準が決まるため、毎年昇給するとも限らない。また、水道局では営業部門の包括委託などで既に大幅な人員削減を行っており、今後官民連携を検討していくとしても更新需要の増大が見込まれる中で職員数をこれ以上減らすことは難しいため、一定人数で同額と見込んでいる」という回答があった。
 - ・委員から、「料金値上げや企業債の増発だけでなく、例えばボトルドウォーターの販売など、収入増につなげる新規事業などの調査検討を今後も行うべき」という意見があった。

(5) 審議会答申に向けてのこれまでの意見の確認について

＜事務局説明＞

- 資料 19「審議会答申に向けてのこれまでの意見の確認について」に基づき説明がなされた。
 - ・答申書の構成（案）について
 - ・審議会における説明概要及び主な意見とその要約について

＜審議要旨＞

- 主な意見とその要約について
 - ・委員から、「資料 19 中、P 2 の【要約】において、「全体的な料金改定時に併せ、最高単価の見直しだけでなく様々な方策を検討すべきである」と「(現行料金を維持した上で)今後設置される審議会において引き続き検討していく」では、検討すべき時期がどちらなのかわからず、5 年間・10 年間は料金制度の変更は一切行わないと誤解されかねない」との指摘があり、事務局から「これまでの審議経過を踏まえると、審議会では料金収入不足に伴う料金改定時に関わらず、料金制度を見直す必要があれば検討していく考えと認識しているので、答申(案)では修正していく」との回答があった。
 - ・委員から、「水道料金についての「制度」「体系」など用語の整理や、「アセットマネジメント」「PFI」「DBO」などの専門用語の解説が必要」という意見があった。

○ 答申(案)の作成について

- ・ 会長から、「当初、起草委員会を設け、答申案を作成する予定であったが、今次審議会では料金制度のあり方や経営プランの骨子について既に一定程度の結論に達していると考えていることから、起草委員会は立ち上げず、正副会長と事務局で答申案の作成を進めたい」と提案があり、資料 19 の答申書の構成やこれまでの説明概要及び主な意見とその要約はある程度まとめられていることから、審議会です了承された。

9 その他

次回の日程等

○ 第 12 回審議会について

日時：平成 28 年 9 月 15 日（木） 午後 3 時から 5 時まで

場所：水道局 3 階 第 1 会議室

10 閉会